



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第4086号 平成29年3月21日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
3	住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	地方創生局 市町村課
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	地方創生局 地域振興課
5	徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
6	徳島県公舎管理規則の一部を改正する規則	管財課
7	特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	県民環境政策課
8	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	同
9	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	次世代育成・ 青少年課子ども・ 子育て支援室
10	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境首都課
11	医療法施行細則の一部を改正する規則	医療政策課
12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	健康増進課

**【規則】**

番号	表題	担当課名
1 3	徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	地域福祉課
1 4	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	同
1 5	徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	農林水産政策課
1 6	徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則	林業戦略課
1 7	徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則	農林水産総合技術支援センター
1 8	徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則	住宅課
1 9	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則	河川整備課
2 0	徳島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	監察課
2 1	徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会

**【訓令】**

番号	表題	担当課名
1	徳島県工事検査規程の一部を改正する訓令	出納局 検査企画課

【公布された条例等のあらまし】

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）

一 本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。

二 知事以外の執行機関に本人確認情報を提供する事務を定めることとした。

三 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第四号）

一 個人番号を利用することができる事務を定めることとした。

二 特定個人情報を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用する特定個人情報をも定めることとした。

三 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第五号）

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県公舎管理規則の一部を改正する規則（規則第六号）

一 公舎の貸付料を改めることとした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第七号）

一 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八号）

一 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第九号）

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十号）

一 ガス事業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月二日から施行することとした。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十三号）

一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 介護福祉士等修学資金の返還の債務の免除に係る業務について所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一については、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）

一 ガス事業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第十五号）

一 認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するのに必要な貸付金の償還期間及び据置期間を定めることとした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）

一 分収林特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十七号）

一 施設又は機械器具の利用の許可の申請及び試験、分析又は成績書の再交付の依頼について所要の規定を設けることとした。

二 機械器具の利用に係る使用料並びに試験及び分析の依頼に係る手数料の額を改めることとした。

三 施設又は機械器具の利用に係る使用料及び試験、分析又は成績書の再交付の依頼に係る手数料の納付時期について定めることとした。

四 施設及び機械器具に係る利用許可申請書等の様式を定めることとした。

五 その他所要の整理を行うこととした。

六 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第十八号）

一 知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき特定個人情報提供を受けられることができる場合における添付書類の省略について定めることとした。

二 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則（規則第十九号）

- 一 流域水管理計画を定める流域を定めることとした。
  - 二 土地の形質を変更する行為であつて、当該行為をしようとする者が雨水貯留浸透施設等の設置等に努めるものとされる行為を定めることとした。
  - 三 河川等出水警戒区域における建築物の建築の認定に関し必要な事項を定めることとした。
  - 四 利水サポート団体の認定の申請に関し必要な事項を定めることとした。
  - 五 事前湧水行動計画の対象とするダムを定めることとした。
  - 六 その他所要の規定を設けることとした。
  - 七 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。  
徳島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）
    - 一 徳島県個人情報保護条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
    - 二 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。
- 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）
- 一 公立大学法人が設置する高等学校等に係る奨学金の額を定めることとした。
  - 二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の七項を加える。

12 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止

五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求め

六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還

八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）

13 条例別表第一の十三の項の規則で定める事務は、肝炎治療受給者証の交付、書換交付若しくは有効期間延長の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

14 条例別表第一の十四の項の規則で定める事務は、徳島県心身障害者扶養共済制度条例第六条の二第一項の規定による掛金の額の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

15 条例別表第一の十五の項の規則で定める事務は、私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

16 条例別表第一の十六の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金（以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 私立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等（高等学校等就学支援金の

支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第四条第五項第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

17 条例別表第一の十七の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

18 条例別表第一の十八の項の規則で定める事務は、不妊治療のうち体外受精又は顕微授精に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第四条第五項中「五の項」を「九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「四の項」を「八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「三の項」を「七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 徳島県奨学金貸与条例第三条第一項の規定による奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 徳島県奨学金貸与条例第八条の規定による奨学金の返還の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金（以下「公立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 公立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

6 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

#### 徳島県規則第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年<sup>内閣府総務省</sup>令第五号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年<sup>内閣府総務省</sup>令第七号）及び」に改める。

第二条の次に次の十三条を加える。

（個人番号を利用することができる事務）

第三条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- 八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第四条 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、肝炎治療受給者証の交付、書換交付若しくは有効期間延長の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五条 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）第六条の二第一項の規定による掛金の額の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する

事務とする。

第六条 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第七条 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金（以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第十二条第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第八条 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第九条 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、不妊治療のうち体外受精又は顕微授精に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十条 条例別表第一の八の項の規則で定める事務は、県立の特別支援学校への就学のための必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第十一条 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）第三条第一項の規定による奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 徳島県奨学金貸与条例第八条の規定による奨学金の返還の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十二条 条例別表第一の十の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金（以下「公立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十三条 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(特定個人情報を利用することができる事務等)

第十四条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 同法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる外国人又は同条第一項に規定する被保護者に準ずる者であつた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報
  - イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付又は同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
  - ロ 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
  - ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付け又は同法第三十一条(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
  - ニ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報
  - ホ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項若しくは第三項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する情報
- ヘ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからへまでに掲げる情報
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからへまでに掲げる情報
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからへまでに掲げる情報
- 五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからへまでに掲げる情報
- 六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第七十八条の二第二項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからへまでに掲げる情報

第十五条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、徳島県心身障害者扶養共済制度  
条例第六条の二第一項の規定による掛金の額の減額の申請に係る事実についての審査に  
関する事務とし、同表の二の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る生活保  
護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第  
九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項  
の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報と  
する。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

徳島県規則第五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表七の項中「第二条第二項の表四十八の項2」を「第二条第二項の表四十六の項2」に改め、同表八の項中「第二条第二項の表七十二の項6」を「第二条第二項の表七十の項6」に改め、同表九の項中「第二条第二項の表八十の項19」を「第二条第二項の表七十八の項19」に改め、同表十の項中「第二条第二項の表八十三の項9」を「第二条第二項の表八十一の項9」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第六号

徳島県公舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公舎管理規則の一部を改正する規則

徳島県公舎管理規則（昭和三十九年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「に建物」を「に当該公舎」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる場合における建物の延べ床面積の算定については」を「公舎が次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「掲げる床面積は、当該建物の」を「定める床面積は、当該公舎の貸付料の算定の基礎となる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 延べ床面積が百平方メートルを超える場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該超える床面積の百分の五十に相当する床面積

第十条第三項中「二千九百二十五円」を「三千四百三十七円」に、「二千七百円」を「二千九百八十七円」に改める。

別表第二第一号及び第二号を次のように改める。

一 徳島市又は県外に所在する公舎（第二号に掲げる公舎を除く。）（一平方メートル当たり）  
 その一 木造公舎

延べ床面積	経過年数										
	五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未 満	十五年以 上二十年 未満	二十年以 上二十五 年未満	二十五 年以上三十 年未満	三十年以 上三十五 年未満	三十五年 以上四十 年未満	四十年以 上四十五 年未満	四十五年 以上五十 年未満	五十年以 上
延べ床面積	五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未 満	十五年以 上二十年 未満	二十年以 上二十五 年未満	二十五 年以上三十 年未満	三十年以 上三十五 年未満	三十五年 以上四十 年未満	四十年以 上四十五 年未満	四十五年 以上五十 年未満	五十年以 上
五十五平方メートル未満	三八六円	三五六円	二六八円	二〇七円	一三七円	九〇円	七八円				
五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	四八三円	四三九円	三四五円	二六八円	一七二円	一二二円	八三円				
七十平方メートル以上八十平方メートル未満	五八四円	五三四円	四四七円	三六〇円	二四五円	一七五円	一〇八円				
八十平方メートル以上百平方メートル未満	七二〇円	六六〇円	五三三円	四二八円	二九三円	一九八円	一一八円				
百平方メートル以上	八七八円	八〇二円	六八二円	五四八円	三六二円	二六七円	一六三円				

その二 木造公舎以外の公舎

延べ床面積	経過年数										
	五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未 満	十五年以 上二十年 未満	二十年以 上二十五 年未満	二十五 年以上三十 年未満	三十年以 上三十五 年未満	三十五年 以上四十 年未満	四十年以 上四十五 年未満	四十五年 以上五十 年未満	五十年以 上
延べ床面積	五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未 満	十五年以 上二十年 未満	二十年以 上二十五 年未満	二十五 年以上三十 年未満	三十年以 上三十五 年未満	三十五年 以上四十 年未満	四十年以 上四十五 年未満	四十五年 以上五十 年未満	五十年以 上

五十五平方メートル未満	三八六円	三六八円	三五四円	二八七円	二六〇円	二三五円	二二一元	一八九円	一六七円	一四七円	一三三円
五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	四八三円	四六一円	四四四円	三六一円	三二六円	二九五円	二六六円	二三八円	二二二円	一八七円	一七四円
七十平方メートル以上八十平方メートル未満	五八四円	五五八円	五三八円	四三九円	四〇〇円	三六三円	三二八円	二九四円	二六二円	二三二円	二一八円
八十平方メートル以上百平方メートル未満	七二〇円	六八九円	六六五円	五四三円	四九三円	四四八円	四〇五円	三六三円	三三四円	二八七円	二七〇円
百平方メートル以上	八七八円	八三九円	八〇九円	六六〇円	六〇一元	五四五円	四九三円	四四三円	三九四円	三五〇円	三三九円

二 徳島市又は県外に所在する公舎以外の公舎（次号に掲げる公舎を除く。）（一平方メートル当たり）

その一 木造公舎

延べ床面積	五十五平方メートル未満	五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	経過年数								
			五年未満	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上		
	三七一元	二六九円	一九三円	一四九円	九八円	六五円	五六円				
	四六五円	三三八円	二四八円	一九三円	一二三円	八七円	六〇円				

七十平方メートル以上八十平方メートル未満	五六一円	四二八円	三二二円	二五九円	一七六円	一二六円	七八円
八十平方メートル以上百平方メートル未満	六九二円	五一一元	三八四円	三〇八円	二二一元	一四二円	八五円
百平方メートル以上	八四四円	六五二円	四九〇円	三九四円	二六〇円	一九二円	一一七円

その二 木造公舎以外の公舎

延べ床面積	五年未満	経過年数									
	五年以上十年未満										
十年以上十五年未満											
十五年以上二十年未満											
二十年以上二十五年未満											
二十五年以上三十年未満											
三十年以上三十五年未満											
三十五年以上四十年未満											
四十年以上四十五年未満											
四十五年以上五十年以上											
五十五平方メートル未満	三七一元	三三二円	二七九円	二三八円	二〇七円	一八三円	一六三円	一四九円	一三七円	一二九円	九四円
五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	四六五円	四一六円	三五四円	三〇五円	二六五円	二三五円	二二一元	一九三円	一七八円	一六八円	一二六円
七十平方メートル以上八十平方メートル未満	五六一元	五一七円	四四五円	三八九円	三四四円	三〇九円	二八二円	二六〇円	二四〇円	二二〇円	一八三円
八十平方メートル以上百平方メートル以上	六九二円	六一七円	五三〇円	四六三円	四一〇円	三六九円	三三七円	三二二円	二九一元	二五九円	二二二円

百平方メートル以上	1トール未満
八四四円	
七八五円	
六七五円	
五九〇円	
五三三円	
四七一円	
四三〇円	
三九八円	
三六一円	
三二六円	
二八三円	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第七号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年徳島県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「法第五十四条第三項の書類の提出にあつては」及び「、同条第四項の書類の提出にあつては様式第二十一号」を削る。

第二十三条中「様式第二十二号」を「様式第二十一号」に改める。

様式第十四号の(裏)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第十五号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第二十一号を削る。

様式第二十二号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を様式第二十一号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 徳島県規則第八号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、同条第二項中「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「及び第四項」を削る。

第二十九条第一項第七号中「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を削り、同条第四項を削る。

第三十条第一項中「（様式第七号）」を「（様式第六号）」に改める。

第三十一条第二項中「（様式第八号）」を「（様式第七号）」に改める。

第三十二条中「（様式第九号）」を「（様式第八号）」に改める。

第三十三条第一項中「（様式第十号）」を「（様式第九号）」に改める。

第三十六条中「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とし、様式第八号から様式第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

## 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十九年徳島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第九号の(裏)中「(都道府県)」を「(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。))」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十号

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号ム中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十一号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条の十三」を「、第五条の十三及び第五条の十五」に改め、「第五章」の下に「及び第六章」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月二日から施行する。

徳島県規則第十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年徳島県規則第百七号

）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第十九条各号列記以外の部分中「第四条」を「第五条」に改め、同条第一号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改め、同条第三号中「第四条第四号」を「第五条第四号」に改める。

様式第九号中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。

様式第二十一号から様式第二十三号までの規定中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の様式第九号及び様式第二十一号から様式第二十三号までに相当する改正前の様式第九号及び様式第二十一号から様式第二十三号までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第十三号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号口中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同号ト中「又は専任」を「専任」に、「の業務」を「就労支援員又は被保護者就労支援員の業務」に改め、同号ヲ中「包括的支援事業」の下に「（同法第一百五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）」を加え、同条第二号水中「指定通所介護」の下に「指定地域密着型通所介護」を、「指定介護予防短期入所生活介護」の下に「第一号通所事業」を、「指定介護予防訪問介護」の下に「第一号訪問事業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第一号口の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十四号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表十の項1中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十五号

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

九 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第五条第二項に規定する認定事業者が同項に規定する認定事業計画に従って同法第四条第一項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な資金 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十六号

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則（平成二十六年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十七号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第五条」に、「使用料等（第五条）」を「施設及び機械器具の利用等（第六条 第九条）」に、「第六条 第二十二條」を「第十条 第三十条」に、「第二十三條」を「第三十一條」に改める。

第二十三條を第三十一條とし、第四章中第二十二條を第三十条とし、第二十一條を第二十九條とし、第二十条を第二十八條とし、第十九條の二を第二十七條とし、第十九條を第二十六條とし、第十八條を第二十五條とし、第十七條を削り、第十六條の五を第二十四條とする。

第十六條の四第一項中「第十二條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同條を第二十三條とする。

第十六條の三を第二十二條とする。

第十六條の二中「第十一条第二項」を「第十五條第二項」に改め、同條を第二十一條とする。

第十六條を第二十条とし、第十三條から第十五條までを四條ずつ繰り下げる。

第十二條第一項中「第八条」を「第十二條」に、「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同條を第十六條とする。

第十一条を第十五條とし、第十条を第十四條とする。

第九條第一項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同條第二項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同條を第十三條とする。

第八条を第十二條とし、第七條を第十一条とする。

第六條第一項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同條を第十条とする。

第三章を次のように改める。

第三章 施設及び機械器具の利用等

（利用できない日等）

第六條 センターの施設及び機械器具を利用できない日は、徳島県の休日を含め、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「所長」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 センターの施設及び機械器具を利用できる時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可の申請）

第七條 条例第七條の規定により利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第二号の二）を所長に提出しなければならない。

(試験、分析又は成績書の再交付の依頼)

第八条 条例第十条第二項の規定により試験、分析又は成績書の再交付を依頼しようとする者は、依頼書(様式第二号の三)を所長に提出しなければならない。

(使用料等の額等)

第九条 条例別表第二の規定により規則で定める使用料の額は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表第三の規定により規則で定める手数料の額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第十条第四項の規定により同条第三項に規定する使用料等の還付を受けようとする者は、施設及び機械器具の使用料等還付申請書(様式第二号の四)を所長に提出しなければならない。

4 条例第十条第一項に規定する使用料(次項に規定するものを除く。)は条例第七条の利用の許可の申請の際に、条例第十条第二項に規定する手数料は試験、分析又は成績書の再交付の依頼の際に、それぞれ納付しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 別表第一に規定する農業関係機械器具使用料は、所長が指定する日までに納付しなければならない。

第二章中第四条を第五条とする。

第三条の二中「第五条の二第三項」を「第六条第三項」に改め、同条を第四条とする。

別表第一中「(第五条関係)」を「(第九条関係)」に改め、同表試験手数料の項及び成績書再交付手数料の項を削り、同表に次のように加える。

水産関係機械器具使用料		
一	P Hメータ	一台一時間 三八〇円
二	水分活性計	一台一時間 四三〇円
三	倒立顕微鏡	一台一時間 三三〇円
四	マイクロスコープ	一、七二〇円
五	滅菌用オートクレーブ	一台一時間 二七〇円
六	真空包装機	一台一時間 二五〇円
七	レトルト食品用オートクレーブ	一台一時間 二五〇円
八	スチームコンベクションオーブン	一台一時間 二七〇円
九	冷風乾燥機	一台一時間 九二〇円
十	鮮魚脂肪率測定装置	一台一時間 一一〇円

別表第四中「(第九条関係)」を「(第十三条関係)」に改め、同表を別表第五とする。

別表第三中「(第九条関係)」を「(第十三条関係)」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中「(第六条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同表を別表第三とする。  
別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第九条関係)

区 分	単 位	金 額
-----	-----	-----

試験手 数料	木材の 試験			
	水産加 工の試 験			
一	木材実大強度試験	一件	一一、八五〇円	
二	面内水平せん断強度試験	一件	三五、四八〇円	
三	万能試験	一件	一〇、六九〇円	
四	引張り強度試験	一件	六、二七〇円	
五	吸湿性能試験	一件	一四、八一〇円	
六	含水率試験	一件	五、六五〇円	
七	接着接合剥離試験	一件	一九、四四〇円	
八	その他の木材試験	一件	三、九九〇円	
	食品の殺菌試験（レトルトを使 用する場合に限る。）	一件	六、一〇〇円	
分析手数料	一	水素イオン濃度の測定	一件	六一〇円
	二	水分活性計を使用して行う分 析	一件	七九〇円
	三	食塩又は水分の分析	一件	九一〇円
	四	ナトリウムの分析	一件	三、三四〇円
	五	たん白質、灰分又は脂質の分 析	一件	一、五八〇円
	六	一般生菌、カビ又は酵母の測 定	一件	一、九八〇円
	七	大腸菌群の測定	一件	一、八七〇円
	八	その他の細菌の測定	一件	一、九六〇円

様式第一号の二中「(第3条の2関係)」を「(第4条関係)」に、「第3条の2」を「第4条」に改める。

様式第二号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式の次に次の三様式を加える。

利用許可申請書

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所

申請者

氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名〕

電 話

次のとおり利用の許可を受けたいので、徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則第7条の規定により申請します。

利用の目的		利用予定 人 員	人
利用しようとする施設又は 機械器具	利 用 の 日 時	使用料の額	
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		円
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		円
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		円
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		円
備 考		計	円

注 印の欄には、記入しないこと。

依 頼 書

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所  
依頼者

氏 名 印  
 { 法人その他の団体にあつては、  
 主たる事務所の所在地及び名称  
 並びに代表者の氏名 }  
 電 話

次のとおり依頼します。

品 名	依 頼 の 内 容		手数料の額
	区 分	数 量	
			円
			円
			円
			円
備 考		計	円

- 注 1 「依頼の内容」の「区分」欄は、徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（以下「規則」という。）別表第2区分の欄に規定する試験若しくは分析又は成績書の再交付のうち依頼するものを記入すること。
- 2 「依頼の内容」の「数量」欄は、試験及び分析にあつては規則別表第2単位の欄に規定する単位により、成績書の再交付にあつては通数により依頼する数量を記入すること。
- 3 印の欄には、記入しないこと。

施設及び機械器具の使用料等還付申請書

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所

申請者

氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名〕

電 話

施設及び機械器具の使用料等の還付を受けたいので、徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則第9条第3項の規定により申請します。

利用又は依頼の内容	
還付を受けようとする具体的理由	

様式第三号中「(第14条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「(第16条関係)」を「(第20条関係)」に改める。

様式第七号から様式第九号までの規定中「(第16条の3関係)」を「(第22条関係)」に改める。

様式第十号中「(第16条の5関係)」を「(第24条関係)」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「(第20条関係)」を「(第28条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県規則第十八号

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

。 徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）の一部を次のように改正する

本則に次の一条を加える。

（添付書類の省略）

第二十条 この規則の規定により申込書等に書類を添付しなければならない場合において、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報報（同法第二条第八項に規定する特定個人情報報をいう。）の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類は、添付することを要しない。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

徳島県規則第十九号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）及び条例において使用する用語の例による。

(流域水管理計画を定める流域)

第三条 条例第七条第一項の規則で定める流域は、治水及び利水をはじめとする流域における水管理に関する著しい課題が発生し、又はそのおそれがあると知事が認める流域とする。

(開発行為)

第四条 条例第十九条第三項の規則で定める行為は、一万平方メートル以上（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域にあつては、五千平方メートル以上）の土地の形質を変更する行為（非常災害のため必要な応急措置として行うものを除く。）とする。

(認定を要しない建築物)

第五条 条例第二十三条第一項ただし書の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法第八十五条第五項の規定の適用を受ける仮設建築物
- 二 増築又は改築をしようとする場合において、当該増築又は改築に係る部分に居室を有しない建築物
- 三 前二号に掲げるもののほか、建築物及びその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認めた建築物

(児童福祉施設等)

第六条 条例第二十三条第一項第二号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護の用に供する施設

三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助の用に供する施設

(認定の申請)

第七條 条例第二十三條第一項又は第二十六條第一項の認定を受けようとする建築主は、河川等出水警戒区域建築認定（変更認定）申請書（様式第一号）の正本及び副本に、それぞれ次項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第二十三條第三項（条例第二十六條第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める図書は、次の表に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地の境界線及び面積、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 擁壁の設置その他安全上適当な措置
各階平面図	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び当該境界部分の高さ、申請に係る建築物の各部分の高さ、当該建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置、地盤面の高さ並びに敷地の想定浸水位 河川等出水警戒区域の境界線（敷地の一部が河川等出水警戒区域に含まれる場合に限る。）
二面以上の立面図	縮尺及び方位 間取、各室の用途及び床面積 主要構造部である部材の位置、寸法及び材料の種別 床面が最も低い居室の位置及び床面の高さ
二面以上の断面図	縮尺 開口部の位置 地盤面及びその高さ並びに想定浸水位

	各階の床面の高さ及び建築物の各部分の高さ
地盤面算定表	地盤面の高さ及び敷地と敷地の接する道の境界部分の高さを算定するための算式
<p>条例第二十四条第三号（条例第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>次条各号のいずれかに掲げる建築物に該当することを確認するために必要な事項</p>

3 条例第二十三条第三項第七号（条例第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 設計者、工事監理者及び工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 建築物の敷地面積
- 三 工事の種類、着手予定年月日及び完了予定年月日
- 四 その他知事が必要と認める事項

4 第一項の申請書及び第二項の図書に記載する高さ及び想定浸水位は、河川等出水警戒区域に知事が設置する基準点を基準として算定し、東京湾平均海面からの高さにより表記するものとする。

（認定の基準）

第八条 条例第二十四条第三号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物が水を遮蔽する擁壁、盛土その他の構造物で囲まれるなど、居室が浸水しない構造である建築物
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物及びその敷地の状況等を勘案して十分に安全性が確保できると知事が特に認めた建築物

（認定証の交付）

第九条 条例第二十五条第二項（条例第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定証の交付は、河川等出水警戒区域建築認定証（様式第二号）に、第七条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（軽微な変更）

第十条 条例第二十六条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものの変更であつて、変更後も建築物の計画が条例第二十四条各号のいずれかに適合することが明らかなるものとする。

- 一 建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 設計者、工事監理者又は工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 建築物の敷地面積

四 建築物の敷地の想定浸水位以上にある居室の位置又は床面の高さ（変更後も居室の床面の高さが建築物の敷地の想定浸水位以上であるものに限る。）

五 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日

（変更の届出）

第十一条 条例第二十六条第二項の規定による届出は、変更後の建築物が条例第二十三条第一項各号に掲げる用途に供する建築物以外のものとなる場合にあつては非該当用途変更届出書（様式第三号）により、前条に規定する軽微な変更をした場合にあつては軽微変更届出書（様式第四号）により行わなければならない。

（利水サポート団体の認定の申請）

第十二条 条例第四十二条第二項の規定による申請は、利水サポート団体認定申請書（様式第五号）に、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

（事前湧水行動計画の対象とするダム）

第十三条 条例第四十四条第一項の規則で定めるダムは、早明浦ダム、長安口ダムその他深刻な湧水が頻繁に発生し、又はそのおそれがあり、当該ダムの貯水率に応じた対策等が必要であると知事が認めるダムとする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

河川等出水警戒区域建築認定（変更認定）申請書				年 月 日	
徳島県知事 殿		住所 申請者 氏名 印 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕			
徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第23条第1項（第26条第1項）の規定により、河川等出水警戒区域における建築物の建築に係る認定（変更認定）を受けたいので、次のとおり申請します。					
建築しようとする建築物	工 事 の 種 別	新 築	増 築	改 築	その他（ ）
	敷地の位置及び面積	（ m <sup>2</sup> ）			
	地 盤 面 の 高 さ	T.P.+	m	敷地の想定浸水位	T.P.+ m
	構 造				
	用 途				
	居 室 の 位 置			居室の床面の高さ	T.P.+ m
	工 事 予 定 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
	設計者の住所及び氏名				
	工事監理者の住所及び氏名				
	工事施工者の住所及び氏名				
そ の 他					
認定の年月日及び指令番号	年 月 日	徳島県指令 第 号			
備 考					

注意事項

- 1 「敷地の位置及び面積」欄の「敷地の位置」には、地名地番を記入すること。
- 2 「地盤面の高さ」欄には、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さを記入すること。
- 3 「居室の位置」欄には、床面が最も低い居室の位置を記入すること。なお、当該位置を添付図書等で明示する場合には、その旨を記入すること。
- 4 「居室の床面の高さ」欄には、床面が最も低い居室の床面の高さを記入すること。
- 5 「地盤面の高さ」、「敷地の想定浸水位」及び「居室の床面の高さ」欄には、東京湾平均海面（T.P.）からの高さを記入すること。
- 6 「設計者の住所及び氏名」、「工事監理者の住所及び氏名」及び「工事施工者の住所及び氏名」欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入すること。
- 7 「その他」欄には、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則第8条各号のいずれかに掲げる建築物に該当する旨の説明等を記入すること。
- 8 変更認定申請の場合には、変更する事項のみを記入するとともに、現在認定を受けている内容を括弧書きで併記すること。また、「その他」欄に変更理由を記入すること。
- 9 「認定の年月日及び指令番号」欄には、変更認定申請の場合に、現に受けている認定の年月日及び指令番号を記入すること。
- 10 印の欄には、記入しないこと。
- 11 不要の文字は抹消するとともに、該当する にレ印を記入すること。

徳島県指令 第 号
河川等出水警戒区域建築認定証
年 月 日付けで申請のありました河川等出水警戒区域における建築物の建築については、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第23条第1項(第26条第1項)の規定により、次のとおり認定します。
年 月 日
徳島県知事 <span style="float: right;">印</span>

建築しようとする建築物	申請者	住所					
		氏名					
	工事の種類別						
	敷地の位置及び面積		( m <sup>2</sup> )				
	地盤面の高さ	T.P.+	m	敷地の想定浸水位	T.P.+	m	
	構造						
	用途						
	居室の位置				居室の床面の高さ	T.P.+	m
	工事予定年月日	着手	年 月 日		完了	年 月 日	
	設計者の住所及び氏名						
	工事監理者の住所及び氏名						
	工事施工者の住所及び氏名						
	その他						
認定条件							

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号（第11条関係）

非該当用途変更届出書					
徳島県知事 殿			年 月 日		
住所					
届出者					
氏名 <span style="float: right;">印</span>					
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">                 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕             </div>					
徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第23条第1項の認定を受けた建築物について、同項各号に掲げる用途に供する建築物以外の建築物としたので、同条例第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。					
認定の年月日及び指令番号		年 月 日 徳島県指令 第 号			
建築物の敷地の位置					
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
用途変更の内容	変更前				
	変更後				
変更理由					

注意事項 「建築物の敷地の位置」欄には、地名地番を記入すること。

様式第4号（第11条関係）

<p>軽微変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳島県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕</p> <p>徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第23条第1項の認定を受けた建築物について、軽微な変更をしたので、同条例第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
認定の年月日及び指令番号	年 月 日 徳島県指令 第 号
建築物の敷地の位置	
変更項目	
変更の内容	変更前
	変更後
変更理由	

注意事項

- 1 「建築物の敷地の位置」欄には、地名地番を記入すること。
- 2 建築物の居室の位置又は床面の高さを変更する場合には、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則第7条第2項に掲げる図書のうち当該変更に係るものを1部添付すること。

様式第5号(第12条関係)

<p>利水サポート団体認定申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>徳島県知事 殿</p>	
<p>主たる事務所の所在地 申請者 法人等の名称 代表者の氏名</p>	
<p>印</p>	
<p>利水サポート団体としての認定を受けたいので、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第42条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
<p>活 動 内 容</p>	
<p>備 考</p>	

注意事項

- 1 申請者の代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 「活動内容」欄には、利水に関して実施を予定している活動の内容を具体的に記入し、内容に関する資料があれば添付すること。
- 3 「備考」欄には、予定している利水に関する活動に必要な器具、資材又は設備の保有状況を記入すること。また、これまで利水に関する活動の実績がある場合は、その内容を記入すること。

徳島県規則第二十号

徳島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条（見出しを含む。）中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

第二十四条から第二十七条までを削り、第二十八条を第二十四条とする。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

徳島県規則第二十一号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は国立大学法人」を「（公立大学法人を含む。以下同じ。）又は国立大学法人」に改め、同表備考中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 1 「公立大学法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県訓令第一号

庁 中 一 般  
各 本 庁 構 成 機 関  
東 部 各 局  
各 総 合 県 民 局

徳島県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県工事検査規程の一部を改正する訓令

徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。  
様式第二号及び様式第三号中「呂」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。